

埼玉県園務改善のための ICT 化支援事業補助金交付要綱

(通 則)

- 第 1 条 県は、埼玉県園務改善のための ICT 化支援事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、市町（公立幼稚園を所管する市町。以下同じ。）が行う、幼稚園における教職員の業務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、保護者との連絡、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務の ICT 化を促進するとともに、オンラインによる教員研修や保育参観、体験・交流活動の実施、保育動画の配信等、ICT の活用による教育の質の向上を図るために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項に規定する補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

- 第 2 条 この補助金は、市町が、幼稚園における園務を改善するため、ICT 環境の整備を促進し、教職員の事務負担の軽減や教育の質の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 第 3 条 この補助金の交付対象は、実施要綱に基づき市町が実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「対象経費」という。）とする。
- 2 交付対象者は市町とし、補助事業の内容、対象経費及び交付基準額は次条に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。
- 3 申請年度の 4 月 1 日以降に着手したものについては、交付決定日前であっても交付対象とする。

(対象経費及び交付基準額)

- 第 4 条 この補助金の対象経費、交付基準額は、次のとおりとする。

(1) 対象経費

園務改善に資する ICT 化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。

また、園務改善に資する ICT 化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品、附属品や消耗品の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）も対象とする。

(2) 交付基準額

1 施設当たり 1,000 千円

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、こ

れを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付を受けようとする市町は、別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、その決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第2号)にて、交付の申請をした市町に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた市町は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を知事に申し出なければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 市町は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払を行う場合には、県の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更)

第9条 市町は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 第6条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書は(様式第4号)によるものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 市町は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 市町は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があった

ときは、速やかに状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

（実績報告）

第12条 市町は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第8号）により市町に通知するものとする。

2 知事は、市町に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 市町が規則その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、市町に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までに規定する理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用す

る。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

(財産の管理等)

第16条 市町は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 市町が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第17条 取得財産等のうち県規則15号第19条第2号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに処分を制限する期間は、知事が別に定める。

2 市町は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第2項及び第3項の承認をする場合においてそれぞれ準用する。

(補助金の経理)

第18条 市町は、補助事業に関する収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する会計年度の終了後、翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則（令和3年3月26日教義指第996号）

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和4年4月18日教義指第26号）

この要綱は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月26日教義指第441号）

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。